

平成21年

乙訓福祉施設事務組合議会第3回定例会会議録

+

開会：平成21年9月24日

乙訓福祉施設事務組合議会

成 2 1 年乙訓福祉施設事務組合議会第 3 回定例会

目 次

○出席議員	1
○欠席議員	1
○事務局職員出席者	1
○説明のため出席した者	1
○議事日程	2
○開 会	3
○日 程 1	会議録署名議員の指名	3
○日 程 2	会期の決定	3
○日 程 3	管理者諸報告	3
○日 程 4	例月出納検査結果の報告	6
○日 程 5	第 1 0 号議案 監査委員の選任について	6
○日 程 6	第 1 1 号議案 平成 2 0 年度乙訓福祉施設事務組合一般会計 歳入歳出決算の認定について	7
○閉 会	3 1

平成21年乙訓福祉施設事務組合議会第3回定例会

議 事 日 程

平成21年9月24日(木)

午前10時00分開議

○出席議員(9名)

向日市	小野哲議員	常盤ゆかり議員
	長尾美矢子議員	
長岡京市	能勢昌博議員	瀬川光子議員
	祐野恵議員	
大山崎町	山本圭一議員	朝子直美議員
	西林哲人議員	

○欠席議員

なし

+

○議会事務局職員出席者

河原崎 清 隆 書記

○地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者(11名)

久嶋務	管理者(向日市長)
小田豊	副管理者(長岡京市長)
真鍋宗平	副管理者(大山崎町長)
前田進	監査委員
上田久幸	事務局長
栗山博臣	会計管理者(向日市会計管理者)
谷川康信	総務課長
行田秀生	乙訓若竹苑施設長
渡辺三知雄	乙訓ポニーの学校施設長
齋藤利彦	介護障害審査課長
藤本正次	総務課主幹

○議事日程

日程 1 会議録署名議員の指名

日程 2 会期の決定

日程 3 管理者諸報告

日程 4 例月出納検査結果の報告

日程 5 第10号議案

監査委員の選任について

日程 6 第11号議案

平成20年度乙訓福祉施設事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について

○会議録署名議員

向日市 小野 哲 議員

長岡京市 瀬川 光子 議員

+

(開会 午前9時58分)

山本圭一議長 ただいまの出席議員数は9人であります。

それでは、ただいまから、平成21年乙訓福祉施設事務組合議会第3回定例会を開会いたします。

日程に入ります前に、去る7月30日の向日市議会議員の役員改選によりまして、長尾美矢子議員が引き続き本組合議員となられ、また新しく小野 哲議員と常盤ゆかり議員をお迎えすることになりました。ここにご紹介させていただきます。

それでは、簡単にごあいさつをお願いいたします。

長尾美矢子議員。

長尾美矢子議員 前期に引き続きまして、また2年間お世話になることになりました。まだまだ不勉強の点が多いですが、しっかり頑張りますのでよろしくお願いいたします。

山本圭一議長 小野 哲議員。

小野 哲議員 これから2年間、こちらの議会の方でお世話になることになりました。しっかり務めさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

山本圭一議長 常盤ゆかり議員。

常盤ゆかり議員 今回初めてご選出いただきました。2年間頑張ります。どうぞよろしくお願いいたします。お世話になります。

山本圭一議長 ありがとうございます。

それでは、これより日程に入ります。

日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第75条の規定によりまして、向日市の小野 哲議員、長岡京市の瀬川光子議員を指名いたします。

山本圭一議長 日程2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今定例会の会期は、本日1日限りとしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認め、さよう決めます。よって、会期は本日1日限りといたします。

山本圭一議長 日程3、管理者諸報告。

久嶋管理者。

久嶋 務管理者 本日ここに、平成21年乙訓福祉施設事務組合議会第3回定例会を招集させていただきましたところ、議員各位には、何かとお忙しい中ご出席いた

十

だきまして、誠にありがとうございます。

また、去る7月10日、暑い中ではございましたが、今年度の議員視察研修として京都市の北山ふれあいセンターへの施設見学、議員全員参加のもとで実施されました。私も一緒に参加させていただきましたが、大変暑い中にもかかわらず、熱心にご視察いただきまして、誠にご苦労さまでございました。

さて、先般の向日市議会での役員改選によって、7月30日付けで本組合議員として長尾美矢子議員、小野 哲議員、常盤ゆかり議員をお迎えすることになりました。議員の皆様におかれましては、本組合発展のため今後ともよろしくご指導、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

それでは、6月定例議会以降の報告をさせていただきます。

最初に、総務関係でございます。

本組合運営協議会が8月7日に開催されまして、平成20年度の乙訓福祉施設事務組合決算及び事業概要についての報告を行って、乙訓二市一町の委員との意見交換をいたしました。

次に、若竹苑の関係でございます。

現在の利用者数は、就労移行支援11名、就労継続支援が30名、生活介護6名合わせて47名でございます。市町別の利用者数につきましては、3事業合わせまして、向日市が12名、長岡京市が28名、大山崎町が4名、京都市が3名であります。地域活動支援センター事業及び日中一時支援事業の登録者数はそれぞれ17名と27名でございます。

まず就労移行支援関係では、山科の水田造園緑地株式会社で、5月からトライアル雇用に入っておりました向日市の利用者1名が、8月11日から正式雇用となりました。現在、遅刻、欠勤もなく熱心に業務に従事しております。今後も関係機関、家庭と連携を図りつつ継続して支援を行う予定でございます。

就労継続支援事業は、8月からお墓の清掃業務を開始しております。その第一弾として、総本山光明寺様からのご依頼を受けまして、お盆前に93基の墓の清掃をいたしました。また、一般住民の方からの受注として年4回定期的な墓清掃の申込みもございました。これからも利用者の拡大に努めてまいりたいと考えております。

自主製品開発委員会のその後につきましては、まず京都ほっとはあとセンターが主催いたします新商品開発プロジェクト講座、全部で11回でございますが、職員1名を派遣いたしまして、商品の企画開発について基礎から学習を進めているところであります。

生活介護事業では、7月の出席率が98.5%、8月も家族旅行等による欠席がありながら85.1%と高く、元気にプログラムに参加しております。

引き続き、ポニーの学校についてご報告申し上げます。

7月からの利用児数については、向日市が39名、長岡京市が52名、大山崎町が6名、現在97名となっております。その内訳は、週1回の定期利用児が89名、月1回利用児が8名でございます。

行事等につきましては、年間の実施計画に従って7月12日、前期家族懇談会を実施いたしまして、59名の出席がありました。8月9日には施設解放事業に16組の卒園児、在園児の参加がございました。

職員研修は7月に新版K式発達検査に用いた発達援助セミナーに指導員1名が参加し、また定例の症例検討会では、困難ケースや重複障がいケースなどについて指導員全員が参加して講師の助言を得ながら、指導方法などの検討をいたしました。

次に、介護障害審査課の関係でございます。

まず、介護認定審査会の本年4月から8月までの審査状況でございます。お手元に配付させていただいております資料の1ページ目、その概要を記載しておりますが、合議体を76回開催して、2,247件の二次判定を行いました。

次に、障害程度区分認定審査会の本年4月から8月までの審査状況でございますが、資料の2ページ目をご覧ください。合議体を10回開催いたしまして、129件の二次判定を行いました。

最後に、乙訓圏域障害者総合相談支援センターについてご報告申し上げます。

平成21年度の乙訓圏域障害者自立支援協議会は、医療的ケア部会、地域生活支援部会、就労支援部会の三つの部会を設置いたしまして、それぞれの部会での課題、医療的ケアの研修実施等、障がい者が地域で生活していくためのケアホーム等の現状と課題、障がい者の就労支援の取り組み等、具体的な課題を設け、その解決を目指し、現在二つの作業部会を設置し協議を進めております。

また、相談支援体制の充実のために、委託相談事業所等の研修会を年間計画を立て、実施しております。また、京都府の認可を受けまして、ホームヘルパー2級養成研修を市町、事業所、医師会等のご協力を得まして、9月1日から実施しております。

以上、簡単でございますが、その後の報告とさせていただきます。

山本圭一議長 以上で、管理者諸報告を終わります。

次に、日程4、例月出納検査結果の報告であります。監査委員の報告を求めます。

前田 監査委員。

前田 進 監査委員 地方自治法第 235 条の 2 第 1 項の規定に基づく例月出納検査を平成 21 年 6 月 25 日、7 月 27 日及び 8 月 25 日に実施いたしましたので、同法第 235 条の 2 第 3 項の規定により、その結果を報告いたします。

検査の結果につきましては、お手元にお配りいたしました報告書のとおりでございます。なお、報告書にあるとおり、各月の出納などについては適正に処理されておりました。

以上で、例月出納検査結果の報告を終わります。

山本圭一 議長 以上で、例月出納検査結果の報告を終わります。

日程 5、第 10 号議案、監査委員の選任についてを議題といたします。

地方自治法第 117 条の規定により、小野 哲議員の退席を求めます。

(小野 哲議員、退席)

提案理由の説明を求めます。

久嶋 管理者。

久嶋 務 管理者 日程 5、第 10 号議案、監査委員の選任についてご説明いたします。

去る 7 月の向日市議会の役職改選によりまして、本組合議会議員が代られましたことから、議会選出の監査委員が欠員となっているところでございます。つきましては、その後任監査委員として小野 哲議員を選任いたしたく、地方自治法第 196 条第 1 項の規定によって、議会の同意を求めるものでございます。ご賛同いただきますようよろしくお願い申し上げます。

山本圭一 議長 説明が終わりました。

お諮りいたします。本件につきましては、質疑、討論を省略して、直ちに採決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認め、さよう決します。

第 10 号議案について、原案のとおり同意することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手全員であります。よって、第 10 号議案は原案のとおり同意することに決しました。

ただいま、監査委員の職につかれました小野 哲議員に、一言お願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

小野 哲議員。

小野 哲議員 ただいま、監査委員に選任いただきました小野でございます。2年間監査委員としてその職務をしっかりと行っていきたくと思いますので、皆様のご協力、そしてまたご鞭撻の方よろしくお願いいたします。

山本圭一議長 次に、日程6、第11号議案、平成20年度乙訓福祉施設事務組合一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

久嶋管理者。

久嶋 務管理者 日程6、第11号議案、平成20年度乙訓福祉施設事務組合一般会計歳入歳出決算の認定につきましてご説明申し上げます。

平成20年度一般会計歳入歳出決算額は、歳入が3億8,800万1,893円、歳出3億7,893万4,823円で、歳入歳出差引額は906万7,070円でございます。前年度決算額と比べ、歳入が1,006万8,749円、率で2.7%増、歳出が1,128万2,395円、率で3.1%増となりました。

歳入増は施設での新規事業の実施等に伴い市町分担金が増となったことがその主な要因であります。また、歳出の増は、施設の新規事業の実施に伴う非常勤職員等の人件費及び財政調整基金積立金の増がその主な要因でございます。

次に、歳出の款別の主な内容といたしまして、議会費におきましては、議員視察研修が宿泊を伴う管外視察を行ったことによる旅費等の増、総務費は先ほどの財政調整基金積立金の増によるもの、民生費におきましても、先ほどの非常勤職員等の人件費の増によるものが主だった内容でございます。

公債費につきましては、地域活性化事業債に係る元金及び利子として例年並みの償還を行っております。

その他詳細につきましては、事務局長、各課長、施設長の方から説明いたします。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

山本圭一議長 上田事務局長。

上田久幸事務局長 それでは、初めに私の方から平成20年度歳入決算の概要についてご説明させていただきます。

なお、歳出につきましては、各担当課長、施設長からご説明させていただきますのでよろしくお願いいたします。

それでは、事項別明細書でご説明させていただきます。事項別明細書の5ページ、6ページをお開きください。

款1分担金及び負担金、収入済額3億6,099万1,274円で、前年度に比べ款全体では1,046万9,802円の増でございます。

項1分担金、目1市町分担金、収入済額2億6,006万8,000円で、前年度に比べ1,077万4,000円の増でございます。節1市町分担金、収入済額1億7,508万3,000円で、昨年度に比べ501万7,000円の増でございます。主な要因は、新規事業、これは生活介護事業の実施に伴い分担金が増額になったものでございます。

節2介護保険分担金、収入済額8,498万5,000円で、前年度に比べ575万7,000円の増でございます。主な要因につきましては、介護保険の要介護認定システムの改修に伴います市町からの分担金の増額ということでございます。

項2負担金、収入済額1億92万3,274円で、前年度に比べ30万4,198円の減でございます。目1障害福祉サービス事業負担金、収入済額8,453万7,022円で、これは前年度とほぼ同額でございます。節1就労移行支援事業市町負担金、収入済額2,406万144円で、前年度に比べ156万6,225円の増でございます。この主な要因につきましては、利用回数の伸びと出席率のアップでございます。

節2就労移行支援事業利用者負担金、収入済額90万5,593円で、前年度に比べ24万890円の減でございます。この主な要因につきましては、利用者の負担上限額が低く抑えられたものでございます。節3就労継続支援事業市町負担金、収入済額4,548万4,006円で、前年度に比べ1,173万176円の減でございます。この主な要因につきましては、生活介護の実施に伴う特別対策費の補助、いわゆる90%保障の単価が低くなったためでございます。

7ページ、8ページをお開きください。

節4就労継続支援事業利用者負担金、収入済額233万4,010円で、前年度に比べ132万8,487円の減でございます。要因といたしましては、先ほど説明いたしました節2と同内容でございます。節5生活介護事業市町負担金、節6生活介護事業利用者負担金につきましては、それぞれごらの収入済額でございます。

目2地域生活支援事業負担金は、総額で72万8,466円で、前年度と比べ6万546円の減でございます。節1地域活動支援センター利用者負担金で、9万3,791円の減、主な要因といたしましては、上限額が低くなったものでございます。節2日中一時支援事業利用者負担金につきましては、3万3,245円の増

であります。主な要因は利用時間の増ということでございます。なお、各市町の利用者状況の詳細につきましては、事務報告書18ページからでございますので、ご高覧いただきますようよろしくお願いいたします。

目3 児童デイサービス事業負担金、収入済額1,563万9,786円で、昨年度とほぼ同額でございます。目4 介護保険認定事業につきましては、収入済額が1万8,000円ということでございますが、要保護者審査判定の負担件数は6件でございました。

9ページ、10ページをごらんください。

款2 府支出金、項1 府補助金、目1 民生費補助金568万9,000円で、前年度より682万6,000円の減でございます。主な要因につきましては、節1 社会福祉費補助金、これにつきましては障害者自立支援特別対策事業補助金、これは新事業、生活介護実施に伴います若竹苑の改修工事費の補助が19年はございましたが、その減が主なものでございます。

款3 財産収入、款全体では565万7,544円で、95万4,505円の減でございます。項2 財産売払収入、目1 物品売払収入、節1 福祉作業売上金で565万1,801円でございます。これにつきましては、就労移行支援、就労継続支援、地域活動支援、生活介護事業の収入でございます。前年度に比べ95万6,631円の減でございますが、主な内容につきましては、19年度には印刷機を売却がございました。65万円ですが、それと若竹苑の授産収入の減、これは32万円ですが、減ということでございます。なお、それぞれの作業収入の詳細につきましては、事務報告の19ページから22ページにございますので、ごらんいただきたいと思っております。

款4 繰越金、収入済額は1,028万716円で、前年度に比べ329万7,891円の増であります。これは前年度繰越金ということでございますが、若竹苑の支援費が年度途中で制度改正、激変緩和加算というのがございまして、当初見積より大幅な増になったということでございます。

11ページ、12ページをお開きください。

款5 諸収入、収入済額161万2,359円で、前年度に比べ31万円の増でございます。主な内容につきましては、節2 雑入のところでございますが、一つは送迎サービス利用料の増ということで16万7,000円が増えています。それと、もう1件は職員給食自己負担金の増ということで10万2,000円、これが主なものでございます。

款6繰入金377万1,000円、節1財政調整基金繰入金ということで、これは財政調整基金の取り崩しということで、若竹苑支援費収入の調整ということでございます。

収入合計といたしまして3億8,800万1,893円で、前年度決算額に比べ1,006万8,749円の増でございます。

以上、簡単でございますが歳入決算の概要説明とさせていただきます。

山本圭一議長 谷川総務課長。

谷川康信総務課長 引き続きまして、歳出決算のうち、まず総務課の所管につきまして、その概要、特に主だった内容につきましてご説明申し上げます。

まず、款1議会費からでございます。決算書の15、16ページをお開きください。

議会費の決算額は207万4,164円で、前年度決算に比べ48万6,443円、率で30.6%の増となりました。増の主な内容は、議員研修が宿泊を伴う管外視察を行ったことによる旅費等の増でございます。

続きまして、款2総務費でございます。総務費の決算額は6,089万2,347円で、前年度決算に比べ545万7,156円、率で言いますと9.8%の増となりました。まず項1総務管理費のうち、目1一般管理費の決算額は5,091万2,749円で、前年度決算に比べ331万6,126円、率で6.1%の減でございます。

それでは、主だった内容についてご説明申し上げます。

まず、節1報酬でございます。決算額は384万円で、前年度決算に比べ165万6,000円、率で75.8%の増となっておりますが、その内容につきましては、正規職員の不足分を補うものとしての嘱託事務職員の配置によるものでございます。

次に、職員の全体的な人件費についてご説明申し上げます。

職員26名及び特別職分を合わせた各款、すなわち総務費と民生費にまたがりまず節2の給料、節3の職員手当等及び節4の共済費のトータルといたしましては、2億1,950万4,773円となり、前年度に比べまして612万8,033円、率で言いますと2.7%の減額となりました。その主な理由につきましては、平成19年度末の正規職員の退職による、その後の影響を含めた全般的な職員異動に伴うものでございます。

以上、全体的には、職員給では減額となりましたが、逆に報酬で増額したといっ

た内容でございます。

次に、17、18ページをご覧ください。

節11 需用費の印刷製本費でございますが、総額決算額191万9,668円の中の多くを占めております例規集追録経費が大幅な減額となり、前年度と比べ39万1,860円減の146万2,944円を執行いたしております。その他につきましては特に変わった内容はございません。

次は、19、20ページでございます。

節13 委託料につきましては、前年度とほぼ同額の執行であります。内容といたしまして、前年度のホームページ更新委託料と相殺する形で、職員の一般健康診断、特に特別健康診断の委託料が増加したといったような内容となっております。それら診断委託料合わせまして35万1,251円、25.6%の増となっております。

次に、節18 備品購入費の器具費で19万7,347円を執行しておりますが、これはパソコンを2台購入したことによるものでございます。その他につきましては、前年度と内容的に大差ございませんので説明を省略させていただきます。

次に、目2 基金費でございます。基金費の決算額は976万6,743円で、前年度決算額100万3,618円と比べ876万3,125円の超大幅な増となっております。その内容は財政調整基金の積み立てでございます。なお、基金の積立状況につきましては、決算書の最終ページ42ページに記載しておりますのでよろしくお願いいたします。

それでは、21、22ページをお開きください。

目3 公平委員会費につきましては、例年どおりの支出であり、前年度決算額と内容に変わりはありません。次の項2 監査委員費も例月出納検査等の実施に係る経費として18万8,855円を執行しておりますが、特に内容的に変わりはありません。

次に、ページが飛びますが31、32ページをお開きいただきたいと思います。

款3 民生費、項1 社会福祉費、目5 障害者相談支援ネットワーク事業についてご説明申し上げます。ご存じのとおり、京都府障害者相談支援ネットワーク事業費補助金500万円を受けて行われる、乙訓圏域障害者総合相談支援センターの運営等事業の経費の執行につきましては、的確な執行管理を行うために平成20年度予算から新たな目として設けられたものでございます。

そのうちの節18でございますけれども、備品購入費の器具費36万990円に

つきましては、プロジェクターとシュレッダーをそれぞれ1台ずつ購入したことによるものでございます。その他全体的な障害者相談支援ネットワーク事業の内容につきましては、別にお配りいたしております事務報告の9ページ、10ページにございますのでご覧おきいただきたいと思います。

それでは、引き続きまして35、36ページをお開きいただきたいと思います。

款4の公債費についてご説明申し上げます。公債費の決算額は1,862万3,976円で、ポニーの学校等建設費の借入れ分として地域活性化事業債に係る元金及び利子償還分でございます。なお、財産に関する調書を決算書の40ページから掲載しておりますので、これまたご覧おきくださいますようお願い申し上げます。

以上をもちまして、簡単でございますけれども総務課の所管に係る平成20年度決算概要の説明とさせていただきます。

山本圭一議長 行田施設長。

行田秀生若竹苑施設長 若竹苑の概要についてご説明いたします。

21ページ、22ページをお開きください。

款3民生費のうち若竹苑に係る目1事業管理費及び目2障害福祉事業費についてご説明いたします。まず目1事業管理費でございます。事業管理費の決算額は1億1,854万3,971円で、前年度の決算額に比べ42万1,797円の増となっております。

まず、節1報酬ですが、決算額は281万円で前年度に比べると264万円の増でございます。これは施設長報酬でございます。節7賃金につきましては、決算額は971万6,430円で、前年度に比べ464万3,505円の増となっております。主に生活介護事業が加わりましたことによる増でございます。

節9旅費につきましては、就労移行支援に要する旅費の伸びに伴いまして決算額は9万1,200円となり、前年度に比べ3万5,500円の増となっております。節12役務費及び節13委託料は、内容、金額的に前年度と大差ございません。

節14使用料及び賃借料は105万4,080円となり、前年度より69万1,000円の増となっております。これは生活介護実施に伴いまして増車した送迎車両1台のリース料でございます。

25、26ページでございます。

次に、目2障害福祉事業費ですが、支出済額は664万660円でございます。前年度の決算額に比べ546万7,290円の減となっております。その主な理由

はGM事業実施に係る事務費、事業費500万円を目5障害者相談支援ネットワーク事業費として別立てにしたことによるものでございます。

節11 需用費の支出済額は88万3,010円で、主として利用者の処遇、指導に係る消耗品費を執行いたしました。前年度対比で147万2,028円の減となっております。その理由はGM関連予算の組みかえのほか、印刷機器に係る修繕料が不要になったことによるものでございます。

節12 役務費の決算額は490万4,486円で、前年度よりも50万3,785円の増であります。作業工賃486万8,546円を支出いたしております。

節18 備品購入費では、就労継続支援の作業用いす、掃除機、生活介護の給食配膳用ワゴン、地域活動支援センター事業のプリンター等を購入いたしております。

以上でございます。

山本圭一議長 齋藤介護障害審査課長。

齋藤利彦介護障害審査課長 続きまして、介護障害審査課所管分についてご説明させていただきます。

決算書の25、26ページをお開き願います。

まず、目3介護保険認定事業費では、決算額8,539万8,956円であります。前年度決算額に比べ630万6,812円の増であります。増額の主な理由といたしましては、平成21年4月から実施されました要介護認定制度の見直しに対応するため、使用しております要介護認定支援システムの改修に伴う委託料の増額であります。

まず、節1報酬では、決算額1,708万2,000円で、前年度に比べ16万2,000円の減であります。認定審査会の委員報酬として延べ949人分を執行いたしております。8つの合議体で認定審査会を延べ186回開催し、5,102件の二次判定を行いました。前年度に比べ審査会開催回数では2回の減、審査件数では202件の増であります。

次に、27、28ページをお開き願います。

節8報償費では、決算額2,205万7,350円であります。これは主治医意見書の作成料で、在宅分3,881件、施設分1,216件、合計5,097件でございます。前年度に比べ41万3,650円の増で、件数では140件の増となっております。

節13委託料では、決算額603万1,200円で、先ほどご説明いたしました

要介護認定制度の見直しに伴う要介護認定支援システムの改修委託料 5 5 6 万 5, 0 0 0 円を執行いたしております。そのほか、自動ドア及びエレベーターの保守点検委託料でございます。節 1 4 使用料及び賃借料では決算額 7 6 8 万 4, 4 1 6 円で、要介護認定支援システム及びコピー機の借上料であります。前年度と同額であります。

次に、29、30ページをお開き願います。

続きまして、目 4 障害程度区分認定事業費であります。決算額 1, 6 7 5 万 1, 4 8 3 円であります。前年度決算額と比べ 2 5 万 8, 4 9 1 円の減であります。主な事業費といたしましては、節 1 報酬では 1 8 1 万 8, 0 0 0 円を執行いたしました。障害程度区分認定審査会の委員報酬として延べ 1 0 1 人分を執行いたしております。障害程度区分認定審査会は 2 つの合議体で延べ 2 4 回開催し、8 5 件の二次判定を行いました。

次に、節 8 報償費では、5 1 万 3, 1 4 5 円を執行いたしております。これは主治医意見書の作成料で在宅分 8 4 件、施設分 1 6 件、合計 1 0 0 件でございます。

次に、節 1 4 使用料及び賃借料では、決算額 6 3 1 万 1, 6 5 2 円で、障害認定支援システムの借上料で、前年度と同額であります。

以上、介護障害審査課所管分の決算説明とさせていただきます。

山本圭一議長 渡辺ポニーの学校施設長。

渡辺三知雄ポニーの学校施設長 引き続きまして、款 3、項 2、目 1 児童デイサービス事業費についてご説明いたします。31、32ページでございます。

決算額は 6, 4 7 8 万 1, 2 4 8 円で、前年度決算額との比較で 6 6 万 7, 4 2 5 円の減となっております。以下、歳出の主な部分についてご説明いたします。

33ページ、34ページをお開きください。

まず、節 1 報酬でございますが、17、18、19年度と利用希望児が増え、週 2 回クラスを週 1 回に変えたり、月 1 回クラスを増やす、あるいは定員超過枠を活用する等の対応をまいりました。指導員については、現員のままで、定員超過のクラスについて安全確保のため療育補助という形でアルバイト指導員で対応してまいりましたが、十分な対応とは言えませんでしたので、20年度週 4 日勤務の嘱託指導員を雇用いたしました。その報酬 2 0 4 万円が増額となっております。

次に、35、36ページをお開きください。

節 1 3 委託料について、施設建設後丸 4 年を経過し、害虫の発生も見られました

ので、新たに害虫駆除を委託いたしました。7万7,700円でございますが、他の委託料が減でございますので、総額としては19年度と大差ございませんでした。

次に、節18備品購入費につきましては、19年度と同様に京都府障害者自立支援特別対策事業費補助金の交付決定を受けまして、療育用遊具、功技台等を購入いたしました。補助金の額は68万9,000円でございます。

以上でございます。

山本圭一議長 上田事務局長。

上田久幸事務局長 以上で、歳入歳出の説明が終わりましたが、冒頭に管理者の方から報告がございましたように、収入合計額が3億8,800万1,893円、歳出合計額が3億7,893万4,828円ということで、差し引き残額が906万7,070円の黒字でございましたが、うち特別会計、介護保険関係分約300万円を差し引きいたしましたら、残額が600万円になると思うんですけども、その一定額を今後の施設の整備基金として積み立てていきたいというふうに思っております。

若竹苑は築28年が経過しておりまして、毎年小修理等を行い、施設管理に努めておりますが、最近屋根からの雨漏りや空調の機能低下等が見られます。このままの状態で行きますと、1年先には大規模な修理が必要と思われるので、剰余金が出た中の一定額を今後の整備というふうな形で積み立てていきたいと考えておりますのでよろしくお願い申し上げます。

山本圭一議長 次に、決算審査結果の報告を求めます。

前田監査委員。

前田 進監査委員 地方自治法第233条第2項の規定により、審査に付された平成20年度乙訓福祉施設事務組一般会計歳入歳出決算につきまして、平成21年7月27日に審査を実施いたしました。

審査の方法及び結果につきましては、同条第3項の規定により、お手元の決算書に付けております審査意見書に記載のとおりでありますのでご報告いたします。

以上をもって、決算審査結果の報告を終わります。

山本圭一議長 これより質疑に入ります。

ご質疑ございませんか。

瀬川議員。

瀬川光子議員 まず、若竹苑のことですけれども、この資料を見せていただきます

と、18ページに出席率が載っていますが、精勤90.2%と非常にね、皆さん出席率いいなあと思って喜んでます。

先ほど説明もありましたように、この20年度は新たに生活介護事業というのができて、それと同時に施設整備も行われまして、そのことに対して利用者とか職員の方、また保護者の方ですね、整備されてその後、何か問題なかったか、スムーズにしているのか、そのことだけ教えてください。

山本圭一議長 行田若竹苑施設長。

行田秀生若竹苑施設長 生活介護の実施をするに当たりまして、改装を行いました。おおむね妥当な改装ではなかったかなというふうに考えております。しかしながら、実際に使いますと、さらにこうであったらという部分もございますので、またその部分については少しずつ改善してまいりたいというふうに思っております。

山本圭一議長 瀬川議員。

瀬川光子議員 施設整備だけでなく、保護者の方などが生活介護事業が新たにできることによって、スムーズにね、理解、納得、今もうされているのかどうかということがお聞きしたいんですけれど。

山本圭一議長 行田若竹苑施設長。

行田秀生若竹苑施設長 若竹苑に保護者の会ということで若竹会というのがございます。私もそれに出席させていただいておりますけれども、生活介護の実施については受け入れられて、スムーズにしているというふうに考えております。

山本圭一議長 瀬川議員。

瀬川光子議員 資料の15ページなんですけれども、ちょっと教えていただきたいんですが、1の(2)のところですね、日中一時支援事業については云々とありまして、担当職員の変則的な勤務体制が地域活動支援センター事業を圧迫しつつあることが課題と、ちょっとこれ、具体的によくわからないんですけど、もう少し具体的に教えていただきたいと思います。

山本圭一議長 行田若竹苑施設長。

行田秀生若竹苑施設長 日中一時支援事業につきましては、その実施時間が9時から夜の7時ということになっておりまして、地域活動センター事業の実施時間9時から4時、ずれがございます。今、両事業は二人の常勤職員と非常勤とでしているわけなんですけれども、日中一時で仮に7時までというのが入りますと、常勤職員はその分を遅らせて出勤するという形になります。既に、並行して地域活動の方が動いておりますので、その時間が手薄になったりというようなことが発生してまいりま

す。そのようなことを含めて書かせていただきました。

山本圭一議長 瀬川議員。

瀬川光子議員 よくわかりましたが、利用者にとっては特に問題はないわけですね。

山本圭一議長 行田若竹苑施設長。

行田秀生若竹苑施設長 地域活動を利用している利用者には影響が出ないように努力しております。

山本圭一議長 瀬川議員。

瀬川光子議員 続いてですが、次に、乙訓ポニーの学校のことなんですが、資料は33ページになりますが、ここで先ほども少し説明がありましたが、この定員超過の問題ですね、いつもこれが大きな問題になっているんですが、月1回とかいろいろ工夫されています。でも、今後の問題ですね、何か見通しですね、やっぱりこの乳幼児期というのは、いつも申し上げてますように、すごく発達成長の激しいときですので、早くに手だてをして、療育することが必要なんですけども、乙訓二市一町の子供たちが本当に健やかな成長をできるために、やはりこの超過問題ですね、定員超過の問題がこれからどういうふうにな、例えば次またどこかに整備をするとか、何かそういうふうな見通しは何かありませんか。

今非常に工夫されてるんですけど、もう精いっぱいだと思うんです。民間の方にも、ちょっと委ねるようなこともおっしゃっていましたが、その辺のことら辺とか、今どのようになっているのか、現時点のことを教えていただきたいです。見通しと。

山本圭一議長 渡辺ポニーの学校施設長。

渡辺三知雄ポニーの学校施設長 現在のところ、この超過につきましては、150%の利用等はしておりますが、週1回クラスと月1回クラスで前年度のような待機を出すというようなことはございません。まだ月1回のクラスが10名ほどあきがあるというような状況でございます。

先の見通しについては、ここ2年ほどずっと増えてまいりまして、今年度どうなるかということ、様子を見てまいりましたが、今のところ安定しているような状況でございますので、もう少し様子を見てまいりたいなというふうに思っております。

療育面での課題は前回の議会でも出ておりましたが、ゼロ歳児等、年齢の低い子供さんが入所してこられておりますので、その子供さんあるいは重複の障がいの子供さん等に対する療育の内容というのは、うちの方も十分これから研究していかなければならない部分だというふうに考えておりますので、現在指導員等も含めて内部の研修会等も十分開いていこうというふうに考えております。

+

山本圭一議長 瀬川議員。

瀬川光子議員 非常にね、きめ細やかな手だてをされて、私も毎週ぐらいこちらに寄せていただいておりますけれども、見学させていただいたりすると、お母さんからもね、本当にポニーの学校に来てよかったとおっしゃる方がたくさんいらっしゃいます。やはりこういうのは、公設公営でね、全国でも本当に数少ないところですので、本当に続けていっていただきたいと思うんですが、管理者の方ですけれども、これ、今ちょっと様子を見ていくとおっしゃってましたが、何かその後検討されるようなことは、思われるのでしょうか。整備に関してとか。

山本圭一議長 久嶋管理者。

久嶋 務管理者 ポニーの学校の整備についてでありますけれども、現時点で利用者数の推移を見ながらですね、これからも計画的に中の整備を進めてまいりたいなと思っております。

今後の見通しは、確かにいろんな問題もございますけれども、中でいろいろ研究してまいりたいと思っております。

山本圭一議長 瀬川議員。

瀬川光子議員 乳幼児の発達、成長のために、本当に待機のない、すべての人が、療育を受けたい人が受けられるように、これから見通しをまた検討していただきたいと要望しておきます。よろしくお願いいたします。

それでは、最後ですけれども、介護障害認定事業のことなんです。決算資料26ページに介護認定審査会委員報酬とありますが、先ほど説明では審査件数が202件ほど増えていると。これからますます高齢化もありまして、増えていくのではないかと思います。障害認定も、障がいの方も高齢になって、また障がいになるという方も増えていくということでは、非常にこの審査会というのは大事なところだと思うんですが、資料の方では26ページでしたか、この審査会は医療、保健、福祉の専門家など60名の委員で構成されとあります。ここの第二次審査会というのは、第一次コンピューターで全般的な平均が出て、ここはきめ細やかな一人一人の実態に基づいての審査がされる場所なんですけれども、はっきり言って、本当に暮らしとか介護に、命にね、かかわる非常に大事なところだと思います。

このところで、今ちょっと、いろんなところから、私相談を受けたり、訪問して、どうなってるのということ聞かれます。長岡京市の議会の方でも少し申し上げたんですけれども、ここは本元の第二次審査が行われています審査会ですので、やはり一言、あまりにも市民からいろいろ聞かれますので、言っておかなければならな

いのかなと、今日は思いまして、一言申し上げたいと思うんです。

実は、もうご存じのとおり、これは2009年8月14日金曜日の京都新聞に、介護のことが載っておりまして、このことでもかなり、これまではそうでもなかったんですけども、このことが今ごろになって、もうちょっと前から、ずっと市民の中でね、本当に介護が必要なだけサービスが受けられるのかなと、非常に不安をおっしゃるんですね。

この新聞を見て、これ、ちゃんと取っとかはる人いはって、私も知らなくて、これ、もらったんです、実は、市民の方から。これは長岡の方なんですけれども、そういう中でですね、実態に見合ったサービスが受けられるかどうか、公平、公正に審査会はやられると、もちろんそうされてると思うんですけども、その審査会の中での発言というのかね、それをね、たまたま私いただきまして、調査をさせていただきました。

その中で、私、非常に驚いたことがあるんです。余りこういう場で申し上げるのは嫌なんですけれども、でもこれはずっと将来、ずっとかかわることなので、これからどういうふうなことを、きちっと手だてをしていただけるのかというのを聞きたいのでね、申し上げますけれども、例えばこの障がいのある方で、65歳以内でも、障がいのある方は介護を受けなければなりません。介護を受けられるようになるんですけども、その介護保険を全部使った後に、今度は障がいの実態に応じては障がい者のサービスも受けられると。それは厚生労働省の平成19年3月28日付けの厚生労働省の障害者自立支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係という、そういうことについての文書が出ていまして、これも私調べまして、本当にそうだったのかなと、私もよくわからなかったので調べました。

そういうものを思いながら、この審査会の要旨を見させていただきます中で、このお一人の方、どなたかわかりませんが、こういうことをおっしゃってるんです。自立支援法で介護保険のオーバープランをカバーするのは、自立支援の目的でも何でもないと。認めるべきではない。ほかにも介護プランをオーバーしている方はおられ、すべて自己負担されている。こういうふうなね、ことがすごくね、私驚きましてね、こういう専門家の方がどうしてこういう言葉が出てくるのかな。

問題点は、一つは、専門家なのにこの厚生労働省の法を無視してですね、私見で話されてるんですね、審査を行っていること。それからもう一つはですね、このオーバーしている方はすべて自己負担をされていると。こういうところ辺でひっかかるのは、お金がない人はサービスを使えませんか。結局生存権の保障にもひっかかる

る、非常に重要な、これ発言なんですね。

私だけでは、これ、おかしいのかなと思ひまして、ちょっと大学の教授とか、いろんな研修に出たときに、この問題を取り上げまして聞きました。そしたら、そういうほかの専門家の方も、これはおかしいと、こういうね、やっぱり審査員がいるというのはね、本当にね、これ、将来にわたってほんまに介護を受ける方、障がいの方にとって、非常に、その実態に応じたことができない、生存権も脅かされる、ですねと言って、これはもう罷免すべきだと言うね、きついお言葉も何人かからいただいてるんです。

そういうことに対して、私もやっぱり驚いたので、皆さん、やっぱりそうだったんだなと思ひまして、今日言わせていただいておりますけれども、審査員の資質ですね、その辺で、この資料見ましたらいろんな研修はされています。でもね、ころころと制度が変わるわけですね。そのときにきちっとね、もちろん私らプロじゃないですけれども、こういう専門家の方がころころ制度が変わったときに、こういう通達なんかをきちっと把握して、それに対しての審査を行っていただきたいと思うんですが、そういうふうな審査を行う方がきちっと把握されるようなことができていますのかどうか。またそういう何か研修とか、こちらで何かこういう通達出ましたとか、そういう、それは失礼なことかもしれません、当然知ってなければならぬと思うんですが、そういう何かね、ことは、これ、思われなかったのか、多分これ、職員の方も入ってられると思うんですが、そのときにこういう言葉が出たときに、あ、どういうふうに思われたのかなと思ってね。私がもしいてたらね、もうすごく私怒ってたと思うんです。傍聴で、もしいても。

だから、これをね、そのままにしておけないのではないかなと思うんですが、その辺のお考えをね、ちょっと、どなたに聞いたらいいかわかりませんが、ちょっと、どういうふうに思われるのか、審査員のそういう資質問題についてですね、非常に私から言うのは失礼なことなんですけどね、でも事実があるものですから、ちょっとその辺をお聞かせ願いたいと思うんですが、難しい問題ですけど。

山本圭一議長 齋藤介護障害審査課長。

齋藤利彦介護障害審査課長 まず1点なんですけれども、審査会の委員研修等については、当然京都府等で行われる研修に参加をしてですね、当然その辺の内容については研修をしてもらってるという状況です。

それから、制度自体、今度4月からも変わったわけでございますけれども、そういう内容についてもですね、研修なり、そういう資料等も全部お渡ししてですね、

それぞれ研鑽していただいているという状況です。

それから、当然通達等が出てきた場合にはですね、そういうような内容については当然コピーで審査会の委員さんすべてにわたるような形で配付もいたしております。

それから、今の件の内容でございますけれども、そういう、これは介護と障害の併用の利用の方の方でございますけれども、この方については、今回のみでなくて、その半年ぐらい前にもですね、そういう、同じ事例で、この方、当事者ですね、申請をされておると。その段階でいったん、うちの審査会の方で承認は出しておるわけですが、それもプランオーバーですが、そのときにですね、1年の有効期間があるわけなので、そういうふうな期限、限度と言いますかね、そういう中で対応してもらおうやないかということで承認をいたしました。それからその1年がたたずしてですね、半年後にですね、さらに追加のプランオーバーが出てきたということでございます。

当然、そういうふうな併用でプランオーバー、それは承認できるという制度上のことは当然委員さんご存じなんですけれども、その中で今までの、半年前ですね、経過等も踏まえた中で、そういうふうな発言があったということで、制度的には十分理解をされた中で発言されたということでございます。

それから、あといろいろ質問等があったわけでございますけれども、この乙福の審査会の内容については、あくまでも二次判定が主体でございます。障害、介護についてのそれぞれのサービスの決定については、それぞれの市町が決定権があるわけでございますので、そういうふうな制度上の問題等についても質問があったわけでございますけれども、乙福の介護障害審査課としての二次判定をやっておる部署といたしましては、その辺のサービスの内容についてお答えするような内容ではないかというような形で回答はさせていただきました。

山本圭一議長 瀬川議員。

瀬川光子議員 サービスの内容については、それぞれのね、乙訓二市一町の方でまた考えられてることでありますが、それはここで余り言うべきではないし、私も長岡京市において言わせていただいたんですけれども、それはまずは実態に応じて、他市の状況とか、過去の実績、給付量が、ことだけではなく、本当にその一人一人の実態が違うんですから、その一人一人に見合っ、本当に安心して、余り家族介護はなく、生活できるように、それはしていかなければならない、それはもう一番根底、それが財源がないからとか、そういうのをむき出しにするようなことは絶対いけな

と思うんですが、ここは第二次審査会ですから、今の、先ほどおっしゃったように、資料も渡してると、研修もされてると言うてられて、こういうふうな言葉が出るというのは、いかがなものかと思うんですよね。

やはりね、こういうのをこのままにしておいては困ると思うんです。もう一度こういう意見があったということ、しっかりと、審査員の方に、えらい失礼ですけども、何らかの形でね、徹底していただきたいと思うんです。

私もいろいろ、介護やら障がいにかかわる地域の方、たくさんいらっしゃいます、すごく心配なことを聞きます。これからの不安とかね。もちろんそういう制度ですね、国の制度も欠陥がたくさんありますから、それを改善していかなければならないし、もちろん政権も変わりましたから、これからどうなるかと、それはよくなるだろうと、私は一緒にやっていきたいと思うんですけれども、やっぱりこの審査員の資質というのはね、非常に大事ですし、何としてもね、この制度内容をもっとしっかり知っていただいて、この審査に当たっていただくと、決して私見ではね、やってもらいたくないんです。本当にこれは初めに申し上げましたように、その人の命にかかわることですから。

今も、ここ、どなたか、審査された後にもね、何人か、まだ私のところに、こういう同じようなケースが来てます。だから、これからも、はっきり言って増えるケースもあります。それを抑えるのか、それとも本当にその人を、一人一人を大事にしながら、本当に安心してこのまちで、二市一町で住み続けられるのか、もうこれはね、本当に死活問題なんです。この第二次審査が、もう本当に大事やと思いますので、その辺は徹底していただきたいし、もう本当にオーバーしてる方はおられ、すべて自己負担をされて、そんなんね、お金がなかったら受けられませんやん。悲しいことですわ。ぜひともね、これ、もう一度徹底していただいて、資質の向上をね、ぜひ図っていただきたいと、これは切に要望しておきますのでよろしくお願いいたします。

山本圭一議長 ほか、ございませんか。

朝子議員。

朝子直美議員 一つ、就労関係なんですけれども、事務報告の20ページに就職の状況ということで、向日市の社協さんの方に1名、平成20年度に就労されたということで、この就職に至る経過とか、と言うのは、ある面公的な機関への就職ということで、こういうね、ぜひとも公的な機関が進んで障がいをお持ちの方の自立支援のためにね、就労の機会を提供いただくというか、そういうこと、またどんどん

進んでいったらいいなと思うんですけども、その関係で、この向日市社協さんに就職に至った経過などが、ちょっと教えてほしいんです。

山本圭一議長 行田若竹苑施設長。

行田秀生若竹苑施設長 経過についてご報告させていただきます。

男子の利用者でございます。乙訓障害者事業協会という組織がございまして、そちらの方から話がございました。障がいを持つてゐる人たちのヘルパー3級の資格取得というコースがございまして、それに参加し、見事にヘルパー3級の資格を得た。その流れの中で向日市の社協のデイサービス、そちらの方がお声をかけてくださったというような経過でございます。

山本圭一議長 朝子議員。

朝子直美議員 そしたら、その事業協会さんの方の仲介と言うとあれですけども、そういったこともあったということですか。

山本圭一議長 行田若竹苑施設長。

行田秀生若竹苑施設長 そのとおりでございます。

山本圭一議長 朝子議員。

朝子直美議員 うまいこと言えるか、わからないんですけども、20年度、先ほど瀬川議員の方にもありましたように、先ほどからの報告にもありますように、20年度に制度が変わり、移行されていくというところで、自立支援の、その補助金が、最初、多分非常に経営が大変というところで、後で、あ、これ20年度ではなかったですかね、9割のあれは、もっと前でしたっけ、9割保障されるというのは20年度からではございませんでしたか。すみません。

山本圭一議長 行田若竹苑施設長。

行田秀生若竹苑施設長 19年度も既に9割保障はございました。

山本圭一議長 朝子議員。

朝子直美議員 ちょっと勘違いしてたんですけども、今ずっと続いてその9割のやつが継続されているわけなんですけれども、その以前に、自立支援法施行の前の運営費の国の補助の体制と、あと自己負担という分が新しく出てきて、利用者の方が非常に負担も多いというところ、大変というのもあったりとかするんですけども、その大きな内訳の割合と言うんですかね、そういうのは、9割ということに変わったことによって、大分、以前の分と近づいてきているというのはあるんですか。

山本圭一議長 行田若竹苑施設長。

行田秀生若竹苑施設長 いわゆる9割保障のことについて簡単に説明いたしますと、

新しい法律に移行する以前の若竹苑、知的障がい者の通所授産、身体障がい者の通所授産、これを合算いたしまして、仮に収入が10だったといたします。そして実際問題運営していく中で、それが6に減ってしまったという場合を想定しますと、残りの3、そこまで保障しましょうという制度でございます。

これはひとつ事業所の方をサポートしようという国の施策でございます。それから、利用者の方につきましては、利用料の軽減ということがございまして、平成20年7月、この決算書に反映されている部分ですけれども、若竹苑の通所サービスだけを利用している人は1,500円の上限にするというふうな、でよろしいということになっております。したがって、この決算書の個人負担金、その部分は大幅にどことも減っているというのが実態でございます。

お尋ねに、うまくお答えできてるのかどうかわかりませんが、とりあえず答弁とさせていただきます。

朝子直美議員 ありがとうございます。

山本圭一議長 ほか、ございませんか。

長尾議員。

長尾美矢子議員 総務管理費の委託料のところ、職員さんの特別健康診断委託料なんです、これがちょっと増額になったということでお聞きしたんですけれども、理由としてはどのようなことが考えられますか。人数が増えたとか、そういうことですか。

山本圭一議長 藤本主幹。

藤本正次総務課主幹 職員の健康診断委託の増額につきましては、20年度から職員数も若干増えたというのもあるんですけれども、非常勤の方の、特にフルタイムあるいはそれに準じる方につきましては、非常勤の方も受けていただくということを始めしております。その辺の関係で増えたということになっております。

山本圭一議長 長尾議員。

長尾美矢子議員 若竹苑の方も、丁寧に、苑生の方にも検診をしていただいたりしておりますが、今、直接決算とはあれなんです、新型インフルエンザの問題がやはり大きな問題になってくるかと思っておりますので、若竹苑、特に基礎疾患とかある方は重篤になりやすい新型インフルエンザであります。やはりそういう意味では大変健康面で注意をしていただかなければいけない状況というのがよく起こってくるかと思うんですけれども、それぞれ職員さんも、ポニーの学校についても、苑生と言いますか、通われる方との接触が密接にあるということから、あと新型インフルエ

ンザの対策について、それぞれお聞きできたらと思うんですが。

山本圭一議長 行田若竹苑施設長。

行田秀生若竹苑施設長 まず、若竹苑の関係で申し上げますと、京都府の方から再々メールで新型インフルエンザについての情報が入ってまいります。その中で、保護者、利用者に知らせた方がいい部分につきましては、配付をしております。今一番最終的なものとしたしましては、もちろん新型インフルエンザがあったら家でゆっくり休んで、かかれば休んでください。それからご家族にあった場合についても、家で待機するようにして様子を見てください。

それから、グループホーム、ケアホーム等に暮らしていらっしゃる方がいますので、そちらの方での、そういう事例についてあれば、やはり登苑を見合わせて医者にかかるということをお勧めしております。

医者にかかるにしましても、いきなり行くのではなしに、発熱外来あるいはその医院の方に事前に連絡をしてから行くようにという部分もつけ加えて周知をしているところでございます。

もちろん苑内におきましても、外へ出て作業をする利用者もございますので、帰ったら必ず手洗いをする、食事の前にも必ず置いてあります消毒剤で消毒するというようなことについて、皆さんに協力をお願いしているところでございます。

山本圭一議長 渡辺ポニーの学校施設長。

渡辺三知雄ポニーの学校施設長 ポニーの学校につきましても、若竹苑同様の対応をさせていただいております。ちなみに、現在かかっておられる報告ですが、3週間前にお一人、それから1週間あけてお一人、当然お休みいただいておりますが、うちの場合は週1回の通園でございますので、毎日来るということではありませんので、次に来られるときはもう既に1週間、7日以上経過した後で来られるということになりますので、現在のところ2名、あるいは家族で、兄弟が新型インフルエンザにかかったからお休みしますというような連絡が入っている方もありますが、2、3名の方から報告を受けておるような状況でございます。

山本圭一議長 谷川総務課長。

谷川康信総務課長 それぞれ施設の対応についてご説明がございましたけれども、全体的な組合の管理といたしまして、保健所が発信するそれぞれの、日々情報が変わってくると思いますが、それらの情報をインターネット等で取り寄せたり、直接保健所の方でチラシ等をいただきに行ったり、そしてまた二市一町の状況も、新型インフルエンザに対する対策というのをどういう形でされているのかということ

入手しております。全体的な施設の管理として、当然ご存じのように、来客者へのアルコール消毒はもちろんのことでございますけれども、それぞれ施設の対応で、通知をそれぞれ保護者とか家族の方にされているほか、そして休みとか、いろんな体制につきましては、どちらかと言いますと単なる新型インフルエンザというのではなくて、防災と言いますか、危機管理的な対応として考えております。また10月、11月、これからどういう状況になるかわかりませんが、それらに対して事前にどうすべきかということをごすね、それぞれ管理職会議の中でも、新型インフルエンザにつきましては、全体的な対応として、情報をしっかりとつかんで、これから起こってくるであろうことにつきまして対策を行っていくというよう、乙訓福祉施設事務組合全体としても、そういう形で取り組んで参りたいと考えております。

山本圭一議長 長尾議員。

長尾美矢子議員 これからまた季節的にもどんだんはやっていくだろうということが予測されますので、どうかよろしくお願いいたします。

山本圭一議長 ほか、何かございますか。

能勢議員。

能勢昌博議員 大変細かいことになって恐縮なんですけれども、児童デイサービスの委託料の清掃委託料、49万円少し出てるんですけども、これの内容を少しお教え願いたいと思います。

山本圭一議長 渡辺ポニーの学校施設長。

渡辺三知雄ポニーの学校施設長 この清掃委託料につきましては、ポニーの学校だけではございませんで、この新館全体の清掃委託ということでございまして、床と、それから年に2回は窓の清掃等もしていただいております。

山本圭一議長 能勢議員。

能勢昌博議員 委託先は。

山本圭一議長 渡辺ポニーの学校施設長。

渡辺三知雄ポニーの学校施設長 関西ビルサービスでございます。

山本圭一議長 能勢議員。

能勢昌博議員 窓の作業ということなんですけど、これ、若竹苑でもそういう作業の受託を行ってるとは思うんですけども、その作業の内容からして、若竹苑で受託をするという形は無理なんでしょうか。

山本圭一議長 渡辺ポニーの学校施設長。

渡辺三知雄ポニーの学校施設長 申しわけございません。漏れておりましたが、若

竹苑の方にも委託をしております、今もちょっと音が聞こえておりましたが、廊下等ですね、2階部分の廊下、それからこの床等につきましては、若竹苑の方に日常的な清掃を委託しております。

山本圭一議長 能勢議員。

能勢昌博議員 いつも、ここ、上がらせていただくと、本当にきれいに、ピカピカに磨いていただいて、大変気持ちいいので。

ここに二市一町のそれぞれの管理者がおられるんですけども、やはり若竹苑だけではなくて、乙訓のそういう施設の中で、自主財源が大変厳しい、これからなってくる中で、その清掃作業においてですね、二市一町のそういう施設の清掃作業、ぜひともね、やはりこういうところ、少しご一考を願いたいなど、ここでは要望で結構ですので、せっかく管理者おられますので、ぜひとも少し検討していただきたいという要望で終わります。

山本圭一議長 ほか、ございますか。

小野議員。

小野 哲議員 事務報告書の24ページの地域活動支援センター事業について質問させてもらいたいと思います。

この地域活動支援センター事業の利用者の方の大体の障がいの程度と言いますか、ほぼ生活介護対象者とか、就労の継続対象者とか、あると思うんですが、どういう対象の方が来られてるのかということと。

それと、その活動の内容ですね、通所系で、生活介護とか継続型とか、移行とやられてますけれども、どういった形での活動内容を整理されてるのかということ、まずお伺いしたいと思うんです。

山本圭一議長 行田若竹苑施設長。

行田秀生若竹苑施設長 地域活動支援センターができましたときに、まず例えば身障手帳何級であるとか、療育手帳何級であるとか、そういうちょっと把握の仕方ができておりませんので、少し経過の中でお話を申し上げますと、この地域活動支援センター事業を若竹苑が立ち上げたときに、それまで授産施設を利用していた人たちにも利用について問いました。

その中で、まずこの地域活動支援センターに移りますと言った方たちは、身体障がいがあって、そして若竹苑の授産の作業に、やはりもう長いことやってきたけれども、少しもう耐えませんと、そしてこの地域活動を利用したいというふうな方たちが一番多かったんです。ですから、身体状況で言いましたら、まず身体障がい

あって、そして麻痺もある、そしてB型の作業というものに耐えないと、そういうふうな判断された方たちがまずここを利用したということでございます。

それから、利用されている方につきましては、いろんな障害福祉サービスがありますけれども、就労移行でもない、就労継続Bでもない、しかし、かと言って生活介護でもない、そういう、それは本人も含めて行政との話し合いの中で、あそこでもない、ここでもない、今できるのはここ、みたいな、そういう判断で利用される方も結構多いございます。ちょっと分かりにくい話かもしれませんが、また質問していただいたら、お答えさせていただきます。

山本圭一議長 小野議員。

小野 哲議員 就労移行はちょっとしんどいと、それで継続もしんどいと、いうことは、おおむね生活介護相当という形で考えてもよろしいと。そうでもないというような形ですか。

山本圭一議長 行田若竹苑施設長。

行田秀生若竹苑施設長 しかしながら、生活介護、障害程度3以上、若竹苑の場合には4とか5とか6の方たち、その人たちと混じって暮らすと言いますか、過ごすというの、コミュニケーションの面で物足りないというふうなふうに考えていらっしゃる方も結構いらっしゃるんです。

山本圭一議長 小野議員。

小野 哲議員 この地域活動支援センターの方ですね、これ、利用率という点では、大体半分程度と見ていいんですかね。定員15名ですね、1日利用定員、大体稼働率という言葉が適切かどうかちょっとわからないですが。

山本圭一議長 行田若竹苑施設長。

行田秀生若竹苑施設長 登録されている方の人数で17名、そして1日利用定員が15名で、大体10名超えるか超えないかぐらいで日々利用されていらっしゃるんです。

山本圭一議長 小野議員。

小野 哲議員 大体3分の2やから、60%から70%弱ぐらいということですか。わかりました。

それと、次のページの日中一時支援事業なんですけれども、こういう一時預かり的な事業、非常にニーズが高いというのはもう大体理解してるんですけれども、これですと、この利用者数14というのは、14人の方が延べこの月に利用されて、その14人の方の利用時間が70時間ということですので、1人5時間ずつ利用さ

れたということによろしいんですか。

山本圭一議長 行田若竹苑施設長。

行田秀生若竹苑施設長 そのとおりでございます。

山本圭一議長 小野議員。

小野 哲議員 これも稼働率という形で話を伺いたいんですけれども、1日利用定員が3人で、1人これですと大体5時間か6時間程度1日利用されてるということですので、月の全体のキャパと言うかですね、そういう考え方をしたときには、大体20日間として、20日掛ける3掛ける5とか6という、そういう形が大体預かっていただけるキャパという形で考えてよろしいですか。

山本圭一議長 行田若竹苑施設長。

行田秀生若竹苑施設長 1日利用定員が3人ということでございますので、それに開所日を掛けたものがキャパということになります。

山本圭一議長 小野議員。

小野 哲議員 キャパという観点から言えば、まだまだ使っていただけると思うんですが、その辺に対する利用ニーズですね、どのように、ちょっと考えられてるかということをお伺いしたいです。

山本圭一議長 行田若竹苑施設長。

行田秀生若竹苑施設長 利用ニーズはまだまだあるというふうに考えております。しかしながら、冒頭申し上げましたように、地域活動支援センターと日中一時、この二つが兼ねているという中で、人的な面から見た苦しさというものがございます。

山本圭一議長 小野議員。

小野 哲議員 先ほど多分聞き漏らして、伺ったのが正しければ常勤の方二人と非常勤の方何人かでされてるということですが、その辺の体制は、もしたくさん申込みがあったときには、何らの形で増員ということも考えてやっていけばいいかと思うんですが、その辺の方向性を、最後にちょっと伺いたいです。

山本圭一議長 行田若竹苑施設長。

行田秀生若竹苑施設長 若竹苑が地域活動支援あるいは日中一時支援に取り組みまして2年が経過したということでございます。現状では、初年度に比べまして利用が非常に伸びている、こういう実態を踏まえて、内部的にですね、このままの形で受けていけるのかどうか、いうことを担当職員あるいは職員会議全体の中で再々話題にしているところでございます。しかしながら、まだ現状で、このニーズを踏まえてどうするかという話にはまだ内部的には到達しておりません。

山本圭一議長 小野議員。

小野 哲議員 今後、よろしくお願ひしたいと思ひます。

最後、もう一つですね、多分就労系とかですと、障がいをお持ちの方もかなり自立されて、いろいろなことをご自分でされると思うんですね。特に安全面ですね、施設での1年間通して、具体的な事故はなかったかもしれないですが、あればその辺の状況とその事故になりそうであったような、そういう、よくひやりはっととかですね、そういう安全面での取り組みとかされてると思うんですけども、その辺についてどうであったかという状況だけ、ちょっとお伺ひしたいと思うんですが。

山本圭一議長 行田若竹苑施設長。

行田秀生若竹苑施設長 幸いというふうに申し上げれると思ひますけれども、現在、ここ1年、2年の経過の中で見ますと、そのような事例については、幸いなことになかったということでございます。

山本圭一議長 その他、ございませんか。

(「なし」の声あり)

それでは、質問も尽きたようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

ご意見もないようですので、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

第11号議案について、原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手全員であります。よって、第11号議案は原案のとおり認定することに決しました。

以上で、本日の議事日程はすべて終了いたしました。会議を閉じる前に何かご意見などございませんか。

(「なし」の声あり)

ほかにご意見もないようですので、これにて会議を閉じたいと存じますが、来る10月4日に長岡京市議会議員選挙がございます。再びこの議会にお見えになられることもあろうかと思ひますが、ごあいさつをいただきたいと存じます。

まず、能勢副議長。

能勢昌博議員 各それぞれ市町の議員の皆様と福祉について真剣なご議論ができました、こういう場を与えていただきましたことに、まず感謝申し上げるとともに、

副議長という大変要職をもらいながら、不慣れで山本議長はじめそれぞれの議員の皆様には、いろいろご迷惑をおかけしましたことをご容赦願いたいと思います。

来月の選挙の結果、どうなるかわかりませんが、議席をいただけたら、それぞれこの乙福を構成する市町の一議員としてこれからも二市一町の福祉の向上に微力ながら努めていきたいと思っております。

最後になりましたけれども、久嶋管理者をはじめ理事者の皆様にはいろいろお世話になりました。最後にお礼を申し上げたいと思います。ありがとうございました。

山本圭一議長 瀬川議員。

瀬川光子議員 この2年間、介護問題また障がい問題の審議をさせていただきまして、本当に直接に命と生活にかかわる問題として、私、本当に大変、毎回、責任が重い感じで審議をさせていただきました。これからも、どうなるかわかりませんが、大変な二市一町の高齢者とか障がい者児ですね、そういう方が本当に安心して生活できていけるように、また見守ってまいりたいと思います。どうも本当に2年間ありがとうございました。

山本圭一議長 祐野議員。

祐野 恵議員 当選させていただき、議員として仕事をさせていただいてからのこの1期目の4年間、この乙福の議員として仕事もさせていただきました。この4年間を振り返ると、国政では障害者自立支援法が成立し、大きな制度変換があった4年間でもありましたし、この乙福議会においては、例えば若竹苑、ポニーの学校それぞれの定員の問題にも深く議論がされた4年間であったというふうに感じています。

こうした定員の問題はいまだ解決をされず、これからもきっと議論を尽くしていかなければならない課題だとも感じています。また、10月4日の選挙の結果、この二市一町を構成する一議員として議席をいただきましたときには、こちらの議会にお世話になることもあるか、ないかはちょっとわかりませんが、それぞれの立場として二市一町の福祉の向上にこれからも努めていきたいというふうに考えています。どうもありがとうございました。

山本圭一議長 それでは、これをもちまして、平成21年乙訓福祉施設事務組合議会第3回定例会を閉会いたします。どうもご苦労さまでした。

(閉会 午前11時40分)

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

乙訓福祉施設事務組合議会議長 山本圭一

会議録署名議員 小野哲

会議録署名議員 瀬川光子

+